

令和6年度

鎌倉防犯協会総会

日時 令和6年5月17日（金）午前10時00分

場所 鎌倉生涯学習センター ホール

鎌倉防犯協会

# 令和6年度 鎌倉防犯協会総会次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 鎌倉市長挨拶
- 4 鎌倉警察署長挨拶
- 5 議事
  - (1) 第1号議案 令和5年度鎌倉防犯協会事業報告
  - (2) 第2号議案 令和5年度鎌倉防犯協会收支決算報告
  - (3) 第3号議案 監査報告
  - (4) 第4号議案 令和6年度鎌倉防犯協会事業計画（案）
  - (5) 第5号議案 令和6年度鎌倉防犯協会收支予算（案）
  - (6) 第6号議案 令和6年度鎌倉防犯協会役員改選（案）
  - (7) 第7号議案 令和6年度鎌倉防犯指導員紹介
- 6 防犯講話 鎌倉警察署生活安全課
- 7 閉会

第1号議案 令和5年度鎌倉防犯協会事業報告（総括）  
 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

実施事項	内容
会議	総会 令和4年度事業報告並びに会計報告（監査）が承認された。 令和5年度事業計画案並びに予算案が審議され承認された。
	常任理事会 協会の運営等について3回開催した。
防犯活動	安全・安心まちづくりキャンペーン ・鎌倉駅周辺において、防犯協会役員、防犯指導員、鎌倉市、鎌倉警察署と合同で、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し特殊詐欺被害防止・自転車盗難被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。 ・深沢小学校において、県警音楽隊による「おおだこポリス」を活用した子ども防犯教室を開催した。 ・鎌倉署管内の小学生に対し、子ども向け防犯標語を印刷したタッチパネル用クロスを贈呈し防犯意識の向上を図った。
	年末特別警戒 12月の年末特別警戒期間に合わせ、鎌倉駅周辺において、防犯協会役員、防犯指導員、鎌倉市、鎌倉警察署と合同で、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し特殊詐欺被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。
	特殊詐欺抑止対策 ・自治町内会を通じ、防犯対策電話録音機の購入希望者に対し、購入金額の補助を実施した。（合計199台） ・隔月の年金支給日に合わせ、鎌倉駅周辺において、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し特殊詐欺被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。
	自転車盗抑止対策 鎌倉駅周辺において、無施錠の自転車に警告ステッカーを貼付し、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し自転車盗難被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。
	その他 鎌倉市及び鎌倉湘南地区県立学校長会議が主催する「青少年健全育成推進街頭キャンペーン」に参加協力した。
広報活動	地域安全だより 地域安全だよりを2回発行し、自治町内会に送付し回覧を依頼した。
	防犯かながわ 神奈川県防犯協会連合会が作成する防犯かながわを2回、自治・町内会に送付し回覧を依頼した。
	防犯講話、防犯訓練 鎌倉警察署生活安全課に特殊詐欺抑止対策用のチラシ・グッズを提供し、自治町内会が開催する防犯講話や銀行・郵便局等が開催する防犯訓練の際に配布依頼した。
	その他 ・由比ガ浜海岸で開催されたビーチフェスタのイベント会場において、警察官の子ども用制服の着用体験を実施し、来場者に対しチラシ・防犯グッズを配布しながら犯罪被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。 ・鎌倉警察署に特殊詐欺被害防止の標語を印刷した懸垂幕を寄贈した。 ・鎌倉警察署に「110番の日」等の街頭活動や、署に学習訪問する子供達向けのグッズや防犯対策ブック、保護者向けのチラシを提供した。 ・自治町内会にのぼり旗・ポールを無償配布した。 ・タウンニュースに「特殊詐欺撲滅」の名刺広告を2回掲載した。

## 第1号議案

## 令和5年度鎌倉防犯協会事業報告(月別)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

月	日	実施事項	内 容
4	7	会計監査	令和4年度の会計監査を実施した。
		常任理事会(1)	令和5年度総会議案書を審議した。
	14	特殊詐欺抑止対策	年金支給日に合わせ、鎌倉駅周辺において、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し特殊詐欺被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。
5	17	総会	生涯学習センターにて開催、令和4年度事業報告・決算、令和5年度事業計画案・予算案等の表決が行われ承認された。
	27	ビーチフェスタ	由比ガ浜海岸のイベント会場において、警察官の子ども制服の着用体験の実施及びチラシや防犯グッズを配布した。
6	20	県防連定時総会	当協会長が出席し、すべての決議が審議され可決された。
7	6	地域防犯連絡所委嘱式	103名の方に1年間の委嘱をした。
		青少年健全育成キャンペーン	鎌倉市及び鎌倉湘南地区県立学校長会議が主催する青少年の健全育成を推進する街頭キャンペーンに参加した。
9	5	地域安全県民のつどい	第54回地域安全県民のつどいが県立音楽堂において開催され、各地区的防犯功労団体及び功労者が表彰された。当協会からは、芝原自治会、住友常盤自治会、当協会前常任理事の中村様、鎌倉防犯指導員会の山本様が表彰された。
	11	常任理事会(2)	上半期の防犯活動を振り返り、10月の安全安心まちづくり旬間の取り組み等について審議した。
10	10～20	安全・安心まちづくり旬間	鎌倉駅周辺において、防犯協会役員、防犯指導員、鎌倉市、鎌倉警察署と合同で、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対しの特殊詐欺・自転車盗難被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。 深沢小学校において、県警音楽隊による「おおだこポリス」を活用した子ども防犯教室を開催した。
11	16	青少年健全育成キャンペーン	鎌倉市及び鎌倉湘南地区県立学校長会議が主催する青少年の健全育成を推進する街頭キャンペーンに参加した。
	24	保護司による講話会	鎌倉保護司会の保護司を講師として招き、保護司会の活動等について講話会を実施した。
12	15	年末特別警戒	鎌倉駅周辺において、防犯協会役員、防犯指導員、鎌倉市、鎌倉警察署と合同で、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し特殊詐欺・自転車盗難被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。
2	2	常任理事会(3)	令和5年度の事業経過及び途中決算を報告。 防犯対策電話録音機の申し込み状況を報告し、補助費用について審議した。
		特殊詐欺抑止対策	年金支給日に合わせ、鎌倉駅周辺において、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し特殊詐欺被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。
	15	自転車盗抑止対策	鎌倉駅周辺において、無施錠の自転車に注意喚起を促すステッカーを貼付し、チラシ・防犯グッズを配布しながら、通行している市民に対し自転車盗難被害防止の声かけ、注意喚起を実施した。

## 第2号議案

## 令和5年度鎌倉防犯協会決算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

単位 円

## 収入の部

項目	5年度予算額	5年度決算額	比較増減	摘要
繰 越 金	211,970	211,970	0	4年度繰越金
会 費	2,639,000	2,678,280	39,280	
町内会分担金	2,604,000	2,643,280	39,280	世帯数×80円
賛助会費	35,000	35,000	0	ゆうちょ銀行、防犯指導員会
県費補助	47,000	39,000	△ 8,000	
防犯指導員報償金	47,000	39,000	△ 8,000	県防犯協会連合会からの助成
市費補助金	266,000	266,000	0	鎌倉市からの助成
雑 収 入	50,010	50,011	1	利息、青パト貸出料
合 計	3,213,980	3,245,261	31,281	

## 支出の部

項目	5年度予算額	5年度決算額	比較増減	摘要
管 理 費	1,756,160	1,757,166	1,006	
会議費	10,000	8,428	△ 1,572	役員会議お茶代
人件費	1,000,000	1,000,000	0	事務局員報酬
交通費	116,160	116,160	0	事務局員通勤費
消耗品費	50,000	12,706	△ 37,294	OA用品、文具、消毒費等
通信費	200,000	181,211	△ 18,789	配達、電話、切手、ネット等
負担金	100,000	90,564	△ 9,436	警察署行政財産使用料
車両費	80,000	195,950	115,950	タイヤ交換、保険、ガソリン
備品費	200,000	152,147	△ 47,853	パソコン本体
活 動 費	1,261,500	905,408	△ 356,092	
団体協力費	136,500	123,500	△ 13,000	
県防連分担金	24,500	24,500	0	県防犯協会連合会会費
暴力団排除推進協議会	5,000	0	△ 5,000	
防犯指導員活動費	107,000	99,000	△ 8,000	防犯指導員会へ助成
防犯活動費	1,125,000	781,908	△ 343,092	地域安全活動費
鎌倉地域安全だより	20,000	25,453	5,453	年2回発行
チラシ・パンフレット	5,000	8,197	3,197	回覧用チラシ
活動諸費	1,100,000	748,258	△ 351,742	防犯キャンペーン、防犯教室等の活動に伴う費用
諸 費	110,000	100,000	△ 10,000	
涉外費	10,000	0	△ 10,000	
広報車積立金	100,000	100,000	0	青パト車両購入準備金
予 備 費	86,320	0	△ 86,320	
合 計	3,213,980	2,762,574	△ 451,406	

収 支	入 出	総 額	¥3,245,261
差 引	総 額	¥2,762,574	
	残 高	¥482,687	

# 第3号議案 令和5年度決算総括報告書

令和6年3月31日

## 1 一般会計収支総括表

(単位:円)

前年度繰越金	期中収入	期中支出	来年度へ繰越金
211,970	3,033,291	2,762,574	482,687

註1. 科目別については、別紙令和5年度決算表の通り。

註2. 他に、預り金434,800円(内訳:防犯対策録音機自己負担金の預り金398,000円、令和6年度会費の預り金36,800円)あり。

## 2 特別会計収支総括表(広報車積立金)

前年度繰越金	期中収入	期中支出	来年度へ繰越金
1,504,284	100,030	0	1,604,314

註. 期中収入の広報車積立金利息30円を含む。

## 3 財産目録

一般会計	内訳		金額	
	現金	事務所金庫	54,957	
	普通預金	横浜銀行	862,530	917,487

註. 1註2の預り金434,800円(現金11,680円、普通預金423,120円)を含む。

特別会計	定期預金	横浜銀行	1,604,314
------	------	------	-----------

令和5年度の収入・支出及び財産目録については、上記の通り相違ありません。

鎌倉防犯協会 会長 渡辺 英昭  
 会計 小田切 知彦

令和5年度の収入・支出決算は、監査の結果適正であることを認めます。

令和 6 年 4 月 8 日

監事 羽空 誠  
 監事 矢沢 英夫

月日	実施事項	内容
会議	総会	令和5年度事業報告及び会計・監査報告、並びに令和6年度事業計画案及び予算案等の審議を行う。
	常任理事会	年3回以上開催する。
	三役会	必要に応じて随時開催する。
	防犯指導員会議	必要に応じて随時開催する。
年間	地域安全だより	基本年2回発行、各自治会、町内会単位の回覧で周知を図る。
	防犯かながわ	年2回、回覧を依頼する。
	ポスター・チラシ等	ポスター、チラシ等を作成又は購入し、掲出、配布する。
年間	防犯教室・防犯講和	鎌倉警察署管内にて生活安全課員等が講師となり、特殊詐欺等犯罪被害防止、高齢者などの防犯意識の向上を図る活動をする。
	特殊詐欺抑止対策街頭キャンペーン	隔月年金支給日（基本15日）に鎌倉駅周辺において実施。
	安全・安心まちづくり旬間	特殊詐欺、自転車盗等の身近な犯罪に対する抑止対策を計画実施する。
年間	見守り活動	小学校周辺において児童の見守り活動を実施する。
	その他	地域防犯連絡所連絡協議会、暴力団排除推進協議会、被害者支援連絡協議会の活動に協力する。

4	防犯指導員委嘱式	署長・当協会長が防犯指導員に委嘱状を交付する。
	特殊詐欺抑止対策	年金支給日における街頭キャンペーンを計画実施する。
5	神奈川県防犯協会連合会総会	当協会長が出席する。
	総会	令和5年度事業報告及び会計・監査報告、並びに令和6年度事業計画案及び予算案等の審議を行う。
6	ビーチフェスタ	由比ガ浜海岸で開催されるイベント会場において、防犯活動を実施する。
	県防犯協会事務担当者会議	事務局が出席、最近の犯罪情勢や神奈川県の防犯対策の取り組み等について説明を受け、情報交換する。
7	特殊詐欺抑止対策	年金支給日における街頭キャンペーンを計画実施する。
	地域防犯連絡所委嘱式	署長・東京会長が地域防犯連絡所員に委嘱状を交付する。
8	青少年健全育成キャンペーン	鎌倉市及び鎌倉湘南地区県立学校長会議が主催する青少年の健全育成を推進する街頭キャンペーンに参加する。
	特殊詐欺抑止対策	年金支給日における街頭キャンペーンを計画実施する。
9	地域安全県民のつどい	防犯協会役員、防犯指導員等が参加する。
	研修会	防犯活動の活性化を図ることを目的とし、他団体による講話会、公共機関等の視察研修会等を計画実施する。
10	安全・安心まちづくり旬間	警察署と連携し、別途計画により実施。（10日～20日）
11	青少年健全育成キャンペーン	鎌倉市及び鎌倉湘南地区県立学校長会議が主催する青少年の健全育成を推進する街頭キャンペーンに参加する。
12	年末年始特別警戒	警察署と連携し、別途計画により実施。（12月1日～1月3日）
1	武道始め式	鎌倉署武道始め式に出席する。
2	特殊詐欺抑止対策	年金支給日における街頭キャンペーンを計画実施する。

## 第5号議案

## 令和6年度鎌倉防犯協会予算書(案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

## 収入の部

単位 円

項目	6年度予算額	5年度決算額	比較増減	摘要
繰 越 金	482,687	211,970	270,717	5年度繰越金
会 費	2,678,280	2,678,280	0	
町内会分担金	2,643,280	2,643,280	0	世帯数×80円
賛助会費	35,000	35,000	0	ゆうちょ銀行、防犯指導員会
県費補助	39,000	39,000	0	
防犯指導員報償金	39,000	39,000	0	県防犯協会連合会からの助成
市費補助金	266,000	266,000	0	鎌倉市からの助成
雑 収 入	50,000	50,011	△ 11	利息・青パト貸出料
合 計	3,515,967	3,245,261	270,706	

## 支出の部

項目	6年度予算額	5年度決算額	比較増減	摘要
管 理 費	1,791,160	1,757,166	33,994	
会 議 費	25,000	8,428	16,572	生涯学習センター利用料、理事会等
人 件 費	1,000,000	1,000,000	0	事務局員報酬
交 通 費	116,160	116,160	0	事務局員通勤費
消 耗 品 費	50,000	12,706	37,294	OA用品消耗品、文具等
通 信 費	230,000	181,211	48,789	配送、切手、電話、インターネット料等
負 担 金	100,000	90,564	9,436	警察署行政財産使用料等
車 両 費	250,000	195,950	54,050	車検、保険、ガソリン等
備 品 費	20,000	152,147	△ 132,147	OA用品、事務機器等
活 動 費	1,563,500	905,408	658,092	
団体協力費	128,500	123,500	5,000	
県防連分担金	24,500	24,500	0	県防犯協会連合会分担金
暴力団排除推進協議会	5,000	0	5,000	鎌倉暴力団排除推進会費
防犯指導員活動費	99,000	99,000	0	防犯指導員活動補助金
防犯活動費	1,435,000	781,908	653,092	
鎌倉地域安全だより	25,000	25,453	△ 453	年2回発行
チラシ・パンフレット	10,000	8,197	1,803	防犯チラシ等
活 動 諸 費	1,400,000	748,258	651,742	防犯対策錄音機補助費、キャンペーンに伴う費用等
諸 費	110,000	100,000	10,000	
涉 外 費	10,000	0	10,000	慶弔費含む
広報車積立金	100,000	100,000	0	青パト車両購入準備金
予 備 費	51,307	0	51,307	
合 計	3,515,967	2,762,574	753,393	

## 令和6年度鎌倉防犯協会役員名簿

役職名	氏名	住 所	所属自治会名	電話番号
顧問	松尾 崇	鎌倉市役所	市 長	23-3000
顧問	森 文男	鎌倉警察署	署 長	23-0110
会長	新津 豊	津西2-7-34	津町内会	090-2444-3084
副会長	渡辺 英昭	材木座5-3-11	芝原自治会	22-7166
副会長	田島 重雄	笛田3-29-16	笛田町内会	31-2748
会計	小田切知彦	雪ノ下1-14-33	横町町内会	23-7981
監事	伊東 久夫	腰越3-23-9	土橋町内会	090-2213-2062
監事	須藤 清志	鎌倉市梶原2-34-16	梶原山町内会	46-3309
常任理事	中村 哲也	大町4-11-13	大町四丁目自治会	090-3903-1173
常任理事	小原 達美	七里ガ浜東2-13-5	七里ガ浜自治会	31-5489
常任理事	内海 直和	手広2-28-6	手広町内会	31-7410
常任理事	矢沢 英夫	寺分448-1-4	西寺分自治会	090-6941-4465
常任理事	前川 昌子	手広4-23-16	防犯指導員会長	090-2339-0807
常任理事	瀧澤 博	鎌倉市役所	市民防災部次長 地域のつながり課長	23-3000
常任理事	塩見 征司	鎌倉警察署	生活安全課長	23-0110

網掛け…改選役員(役職変更含む)

※個人情報につき取り扱いにご注意(コピー厳禁)

### 事務局

鎌倉警察署2階生活安全課内  
0467-25-7080(FAX兼用)

月・水・金 午前9時半～午後3時半(祝祭日除く)

(水曜は電話応対のみ)

担当 斎藤

☆休日や担当外出時でお急ぎの場合は、鎌倉署生活安全課防犯係(TEL0467-23-0110)までご連絡下さい。

## 令和6年度 鎌倉防犯指導員会名簿

役 職	氏 名
会 長	前 川 昌 子
副会長	岡 崎 美奈子
会 計	山 本 綾 子
監 査	薄 永 礼 子
指導員	橋 本 幸 子
指導員	村 山 尚

※個人情報につき取り扱いにご注意(コピー厳禁)

# 鎌倉防犯協会会則

## 第1章 総 則

### 〔名称〕

第1条 本会は、鎌倉防犯協会と称し、事務局を鎌倉警察署に置く。

### 〔組織〕

第2条 本会は、鎌倉警察署管内の自治町内会ならびに各種賛助団体をもって組織する。

## 第2章 目的及び事業

### 〔目的〕

第3条 本会は、鎌倉警察署（以下警察という）と協力して犯罪の予防に努め、明るく住みよい町づくりのために、常に防犯活動の推進向上を図ることを目的とする。

### 〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯設備の整備拡充（地域防犯連絡所、防犯カメラの設置等）
- (2) 警察で行う防犯活動の協力（特殊詐欺、乗り物盗、ひったくり防止等）
- (3) 青少年不良化防止の運動（薬物乱用防止、青少年健全育成等）
- (4) 防犯機関紙の発行配布（防犯かながわ、地域安全だより等）
- (5) 管内小・中学生の登下校時の見守り活動
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業実施及び協力  
(防犯フォーラム、安全安心まちづくり旬間、防犯指導員研修他)

## 第3章 役 員

### 〔役員〕

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 第6条3項による
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

### 〔役員の選出〕

第6条 会長、副会長、常任理事、会計、及び監事は、総会で選出する。

- 2 会長は、前項に定めるほか、常任理事会の承認を得て常任理事を選出することができる。
- 3 理事は、各自治町内会長並びに、各賛助団体より推薦されたものをあてる。

[任期]

- 第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了後でも後継者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

[職務]

- 第8条 会長は、本会を代表して統括し、運営ならびに全ての会議の議長となる。
- 2 会長に事故あるときは、副会長が会長代行をすることができる。
  - 3 常任理事は、本会事業の審議および遂行にあたる。
  - 4 理事は、第3条の目的に協力し、総会でその権限に属する事項を議決する。
  - 5 会計は、本会の会計事務を処理し、監事は会計監査を行う。

## 第4章 顧問

[顧問]

- 第9条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、本会の運営について諮詢に応じ、必要な助言をなすことができる。

## 第5章 会議

[会議の種類]

- 第10条 本会の会議は、総会および常任理事会、三役会（会長、副会長等）とする。

[役員総会]

- 第11条 総会は、年1回とし、臨時総会は、必要により会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 予算決算に関する事項
  - (2) 事業計画に関する事項
  - (3) 会則変更に関する事項
  - (4) その他必要と認めた事項

[常任理事会]

- 第12条 常任理事会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施に関する事項
- (2) 総会に提出する議案

[三役会]

**第13条** 三役会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施に関する事項
- (2) 常任理事会に提出する議案
- (3) その他

[議決の方法]

**第14条** 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 会 計

[会計監査]

**第15条** 決算は、監事の監査を経たのち、総会の承認を求める。

[経費]

**第16条** 本会運営に要する費用は、会費、助成金およびその他をもってあてる。

1 前項の会費についてはべつに定める。

[会計年度]

**第17条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

[事務局]

**第18条** 本会に事務局を設け、事務担当を1名おく。

## 第7章 付 則

[会則の施行]

**第19条** この会則は、昭和40年4月1日より施行する。

[付則]

本会則の一部変更については、昭和42年4月1日より施行する。

[付則]

本会則の一部変更については、平成2年4月1日より施行する。

[付則]

本会則の一部変更については、平成17年12月1日より施行する。

[付則]

本会則の一部変更については、平成22年6月7日より施行する。

[付則]

本会則の一部変更については、平成28年5月12日より施行する。